

萩明倫館（古館）

後 藤 忠 盛

萩明倫館は五代藩主吉元により、享保三年（一七一八）着工し、その年の十二月竣工、翌四年（一七一九）一月十日開校式が行われた。建設地は萩城内の三廓内追廻の地であった。

当時、諸士の生活は困窮し、なかには町の生活に堪えかねてひそかに在郷に逃避する者も少なくなかった。享保二年（一七一七）二月に「御扶持方成」という便法を設け、一定の期間を限って諸士の知行を藩に預り、扶持米給与にきりかえたのもそのためである。

こうした情勢の中で諸士の風俗は乱れ、文学武芸をないがしろにする風潮が生じはじめていた。一方、萩藩では文武を世襲とする藩士を家業人と呼び、藩士より格が低い僧侶・神官と同格視していた。そのため、家業人として召抱えられることを嫌い、家業を世襲とする家でありながら子どもへの稽古を止めさせ、また、藩士も他にひいであるよう稽古することを厭う傾向にあった。そこで、文学武芸の振興には、まずこの家業人に対する認識を改めさせることが第一であると考えた吉元は、享保三年（一七一八）六月、遠近付の者は大組へ、無給通の者は遠近付へと昇格の措置をとった。この時の昇格者は次のとおりである。

- (1) 寺社組から大組への昇格者 儒者 山縣長伯・小倉尚齋³・津田新之允
- (2) 遠近付から大組への昇格者 軍法 吉田友之允・多田藤右衛門・大西山三郎

萩明倫館(古館)(後藤)

二

新陰 平岡弥三右衛門・馬木右衛門七・内藤作兵衛

儒学筆道 草場兵蔵

十文字 岡部半右衛門

鍵鐘 横地七郎兵衛

礼式 小笠原八左衛門

(3) 無給通から遠近付への昇格者 馬乘大筒 富田平四郎・山田長兵衛・吉田五郎右衛門 竹内九之助・山崎九

兵衛・中村新右衛門・三輪市郎左衛門・郡司源太夫

この追廻の地は、平安古門の右側にあり、津森小右衛門・栗栖八右衛門・湯浅八郎兵衛・中島自伴の四士の住宅があつたが、これを公収し創建したものである。⁴

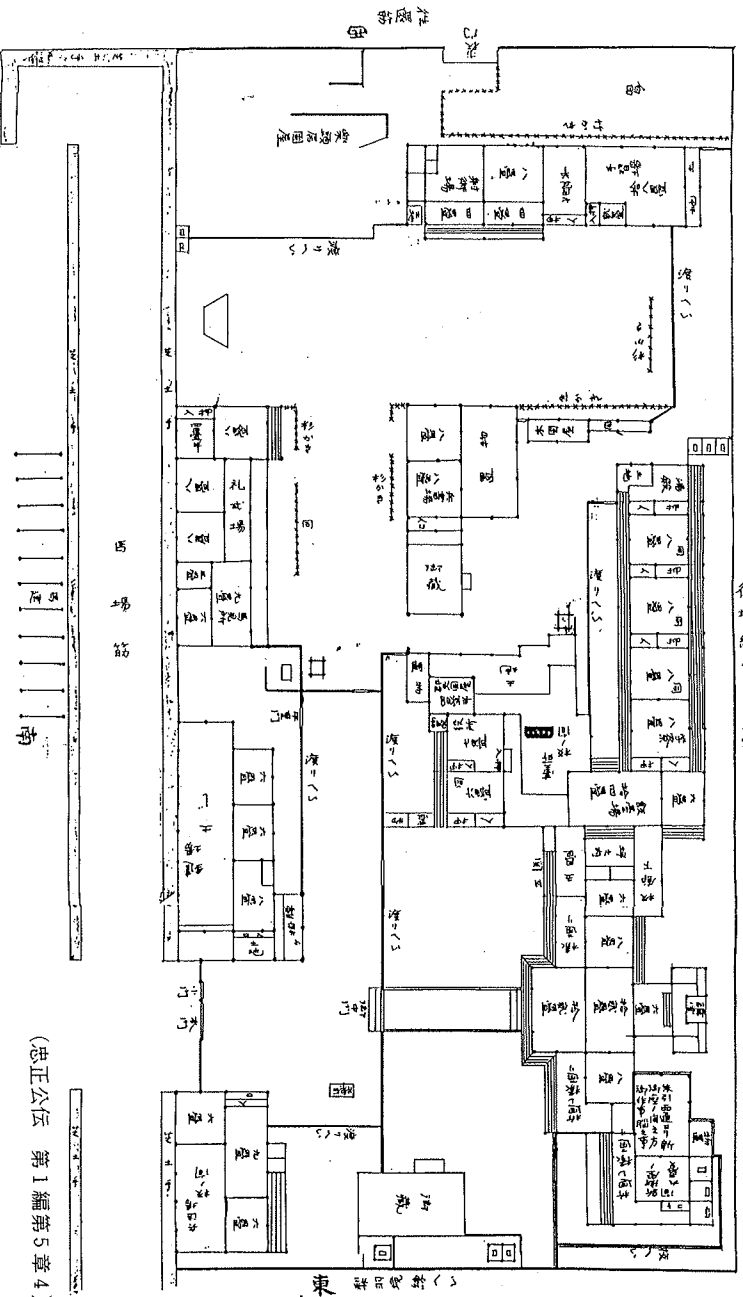
明倫館を創建するにあたって吉元は、加判役宍戸主計(就延)・毛利筑後(広政)・毛利伊豆(広包)・当職桂主殿(広保)・当役山内縫殿(広通)・当役御手元役八谷五兵衛(通春)・当職役御手元坂九郎左衛門(時存)等に諮り、詳細な検討を行った。

敷地の広さは、東西四〇間余、南北三三間余、面積三反一畝(約九四〇坪)であつた。

南に面した本門、さらに正面の中門をくぐるとその奥に講堂があり、その中に先聖の廟が祀られていた。講堂の東側に御座の間、西側に四室からなる学寮があり、一室は八畳であつた。学寮の東側に食堂、食堂の南側に台所が配されていた。

本門の東側には兵法場、西側には鐘場・礼式場と続き、学寮と礼式場との間に独立して兵書場が設けられていた。

古 年九玖寛 (三) 明倫館差圖



萩明倫館(古館)(後藤)

(忠正公伝 第1編第5章4)

三

その西側は射場であった。また、本門の前は馬場として利用されていた。
 明倫館の「明倫」は孟子の藤文公篇「設為痒序学校、以教之、皆所以明人倫也」よりとったもので、儒者山縣少助がこれを撰した。

学館の北に聖殿があり、ここには「大成殿」の匾額をかけ、中央の講堂に「明倫」の額がかけられた。この堂内に、孔子・顔子・曾子・孟子、子思の木主を安置した。四子の名は、吉元公の儒師である林大学頭信篤の書である。なお、学館の惣大門には「容衆門」の匾額をかけた。これは、儒者佐々木源六（雅真）が論語の「君子貴賢容衆」より撰し、儒者草場兵藏が書いたものである。

学館を開校するにあたって、享保三年（一七一八）二月二〇日、教授陣の発令がなされた。儒者は小倉尚斎・佐々木源六・佐々木平太夫・佐々木源左衛門・山縣長伯・山縣少助・草場兵藏・兵学者吉田友之允・多田藤左衛門・剣術家平岡弥三右衛門・馬来右衛門七・内藤作兵衛、槍術家岡部半右衛門・横地七郎兵衛、弓術家栗屋弾藏であった。すなわち、儒者七名、兵書二名、新陰二名、十文字一名、鍵鎖一名、弓一名、計一四名による陣容であった。そのうち、佐々木源六・佐々木平太夫については、「隠居之儀候へ共、老功之儀候間御雇被成」とあり、当時一線を退いている者でも有役な人材であれば、広く登庸したことが伺える。

また、同二日には、御手廻両頭国司頼母、乃美仁左衛門に、館の支配を仰付けた。⁵

享保四年（一七一九）一月二日、明倫館の開校式が、当役・老中・大組頭役等列席して行われた。この時、学館の学習課程や日程が明らかにされた。いわゆる、「文学諸武芸稽古之式」といわれるものである。それによると、毎年一月二日を稽古始めとし、二月一〇日をもって稽古終りとした。また、七月は儒書の講義を休み、九月は武芸

の稽古を休んだ。

儒者の講義は毎月二日あて、兵書は六日、諸武芸五日、射芸は六日あてを練習日とした。講義時間の開始は朝五ツ時とし、武芸の練習は講義が終りしだい行われた。馬術は晴天の日に行くこととした。素読は、毎月二日より隔日に、朝六ツ時より五ツ時まで行われた。

また、この日稽古日割も明らかにされた。⁶

朔日	儒書	十文字	岡部半右衛門	一二日	儒書	十文字	岡部半右衛門
二日	儒書	新陰	内藤作兵衛	一三日	儒書	新陰	内藤作兵衛
三日	兵書	鍵	横地七郎兵衛	一四日	兵書	鍵	横地七郎兵衛
四日	弓	新陰	馬来右衛門七	一五日	弓	新陰	馬来右衛門七
五日	儒書	新陰	平岡弥三右衛門	一六日	儒書	新陰	平岡弥三右衛門
六日	儒書	十文字	内藤作兵衛	一七日	儒書	十文字	内藤作兵衛
七日	兵書	鍵	横地七郎兵衛	一八日	兵書	鍵	横地七郎兵衛
八日	弓	新陰	馬来右衛門七	一九日	弓	新陰	馬来右衛門七
九日	儒書	新陰	平岡弥三右衛門	二〇日	儒書	新陰	平岡弥三右衛門
一〇日	兵書	新陰	内藤作兵衛	二一日	兵書	新陰	内藤作兵衛
十一日	弓	新陰	馬来右衛門七	二二日	弓	新陰	馬来右衛門七
十二日	儒書	新陰	平岡弥三右衛門	二三日	儒書	新陰	平岡弥三右衛門

二三日	儒書	新陰	平岡弥三右衛門
二四日	兵書	弓	岡部半右衛門
二五日	新陰	内藤作兵衛	
二六日	儒書	新陰	馬来右衛門七
		晦日	
		二七日	儒書
		二八日	新陰
		二九日	兵書
			弓
			横地七郎兵衛

学館の職員には、学頭・本締役・勘定役・教授陣がいた。

学頭は学館の一切の責任者で、本締役・勘定役あるいは教授陣を監督するとともに、諸生の学業修業についての監督を行った。

本締役は、学頭のもとにあつて庶務事項の責任者であつた。また、「学館武講所其沙汰觸之儀者本締役所役之儀候」あるいは「学館武講所其諸沙汰しまりの儀本締役引請常々無油断懸心頭」とあるように学館管理の責任者であつた。さらに、学館料の受け払いについても本締役の所管であつた。

勘定役は勘定役兩人ともいわれるように二人いた。この役は本締役のもとにあつて、学館の経理・管理・諸生の取締りを行った。二人交代で昼夜勤務であつた。

明倫館には教授陣の外に会頭・記録方・書物方・廟司の諸役がおかれていた。

会頭役は後の都講（とこう）のことで、舎長より進み、全寮諸生の総員を監督する役目で二人おかれた。

舎長は各寮舎の長で一人おかれた。

記録方は後の書記といわれるもので、いわゆる書記の仕事をし、一人であつた。

書物方は、後ち、司典といわれ二人おかれ、館中の書籍の出納を司さどつた。廟司は二人おかれ、館中聖廟の事務を行った。

館で学習する藩士には自宅から通学する者と、館中に寄宿する者との二種類があつた。館中に寄宿する者を居寮生といい、これがさらに、御養生・付食生並びに自賄生とにわけられた。

御養生は、塩噌料とともに二人扶持米が給せられ、付食生は食料のみを与え、自賄生は全てを自費とするものであつた。

初め居寮生は、御養生七人・付食生二人・自賄生一〇人を以て定員とし四寮に寄宿させたが、その後入館を希望する者がふえてきたため、寛政九年（一七九七）、四寮を増築し、御養生・付食生を各一五人とし、一寮ごとに五人を入れ、八寮四〇人を定員とした。

寛政一三年（一八〇一）には、さらに自賄生二〇人の増員が許されたが、室内の狭隘とその他差間のため、天保一四年（一八四三）もとの定員四〇人に復した。

儒者の子弟教育については、当初、御養生の欠員がある時、特に入寮を許し、家業の修業に努めさせていた。が、重就の文武再興のころから他の諸士と同様に学問の優劣によって御養生や付食生として入寮が許可されるようになった。このため、小禄の儒者は、子弟の学費を捻出することができず、十分に学問を修めることができず、儒者としての奉公にも差し障る状態となつた。そこで、学頭の中村九郎兵衛は御手廻両頭へその有様を訴え、以前の如く、御養生として入寮する道を開いた。

館の経営は、創建当初つけおかれた米五〇〇石（現米にして二〇〇石）でまかなわれていた。がその後、館の隆盛

におもむくに従って不足をきたすようになり、別に修甫銀をおいてこれを補った。しかし、儉政等により予定通り元利を納入することができなくなり、その為、学館も衰微し諸稽古も続け難い状態となってきた。そこで改めて修甫銀をおくこととし、また、年間の予算をたてると共に、増員していた儒武の定員を元にもどした。文学諸武芸の師の役料については、三步引で支払っていたが、二歩引とし師の経済安定を図った。

元文五年（一七四〇）段階における修甫銀は二八貫目、その利銀は四貫一五二匁であった。その内訳は次のとおりである。

銀八貫目 享保一九年（一七三四）江戸方より差出され、大阪で貸付されていたもの、利分月別一歩二朱にして利銀一貫一五二匁

銀一二貫目 元文四年（一七三九）江戸方より六貫目、地方より六貫目、計一二貫目を中村弥次郎組並びに近藤喜左衛門組へ貸付けたもの、利足は加詰一割五分にして利銀一貫八〇〇目

銀八貫目 地方・江戸方より差出され、天野安左衛門組、近藤喜左衛門組へ貸付けたもの、利足は加詰一割五分にして利銀一貫二〇〇目

また、享和三年（一八〇三）段階における学館の経費をみると、収入は高五〇〇石（現米にして二〇〇石）のうち諸役料にあてられた米一二三石三斗二升五合、諸役料を差引いた残米の売払銀四貫五二〇匁二分九厘、その他利銀一三貫八〇一匁二分一厘九毛、計一八貫三二一匁五分九毛でまかなわれた。その予算内訳を見ると次表のとおりである。¹⁰

収 入

米 123石 3斗 2升 5合	高 500石を現米にして 200石、その 200石のうち諸役料等にあてられたもの。
銀 4貫 510匁 2分 9厘	現米 200石から諸役料を差引いた残米76石 6斗 7升 5合の売払銀 和市銀 100目につき 1石 7斗替にして
銀 1貫 56匁	大阪貸付 8貫目利 月別 1歩 1にして
銀 29匁 3分	閏月に当る利銀88匁の 3ヶ年割にして
銀 240目	元銀 2貫目の利 月別 1歩にして
銀 1貫 428匁	元銀 7貫目の利 月別 7朱にして
銀 864匁 7分 2厘	元銀17貫 294匁 4分 1厘 4毛の利 加詰 5朱にして
銀 2貫 800目	元銀20貫目の利 加詰 1割 4分にして
銀 105匁	礼式場修補銀 1貫目の利銀
銀 4貫 800目	御納戸銀60貫目の利 加詰 8朱にして
銀 433匁 5分 3厘	御役料 1歩方歩戻り 7石 3斗 7升を和市銀 100目に付 1斗 7石替にして
銀 1貫 500目	臨時立の分
銀 544匁 6分 6厘 9毛	欠席御賄延
計 米 123石 3斗 2升 5合 銀 18貫 311匁 5分 9毛	

144匁	臨時御番食菜代
666匁 6分	講堂・学寮・諸稽古場其外畳表替、薄椽仕替等の代
807匁 3分 7厘	御参堂入用並に暮御心付銀 医者薬礼 音楽稽古・馬術見分の節の入用銀 諸生皆勤者への心付
350目	下人7人恩銀郡夫渡されたおりの人別50目充
911匁 6分	味噌・大豆・糍塩等の代
2貫 617匁 9分 7厘	炭薪買入代 諸稽古場焚炭 学寮渡炭 臨時風呂行水薪代
282匁	閏月に当る入用米銀単にして引除の分
355匁4分9厘8毛	諸生中え被付御気の分
1貫 483匁 6分 5厘	暮並に盆前勘渡の分(判事役・検使役・御算用方兩人・面着方兩人・本締手子兩人・後付兩人・面着方手子1人・御書物方手子1人・下用方小使兩人)
205匁5分2厘1毛	年々大修補料請
18貫 311匁5分 9毛	

支 出

45石 9斗 9升 8分	御養諸生15人 本締役1人 御算用方1人 本締手子1人 下用方小使1人 下人7人 朝夕手習師1人 片賄
5石 6斗	春秋両度積菜 正月御規式入用餅米
7石 9斗 2升 9合	臨時御番食・音楽稽古・馬術見分の御番食 書物写書御番食
7石 3斗 9升 4合	諸生30人、夜食米1夜人別7勺1才
51石 5斗 9升	講師5人・武芸師15人の役料人別3石宛 算学師1人・手習師1人・会頭2人人別1石8斗宛 御書物方2人・記録方1人 1石5斗宛 廟司2人 人別1石充 以上73石7斗を3歩引にして
1石 3斗 1升 4合	助講3人御心付 人別米1俵充
3石 5斗	兪喰米
123石 3斗 2升 5合	

52匁 6分	聖前朔望御備物代
1貫 288匁 7分	学館内部小修補料
1貫 864匁 6分 6厘	紙・墨・筆・挽茶・煎茶・蠟燭・鯨油・番食 雑布・きせる・茶碗台所道具仕替仕継 下人 合羽等の代
1貫 893匁 4分	諸稽古場十七流入用の稽古道具修補料
654匁 5分 6厘	書物修補並に虫干の節買入物代
300目	書物修補手子1人 1ヵ年分御思扶持米
2貫 21匁 3分 8厘	春秋両度の積菜・正月規式入用物代
2貫 412匁	朝夕御番食菜代1ヵ年分

注1

「右稽古場普請之儀者委細者当職方及沙汰候付而不記候 追日同年（享保三年）極月普請令成就候」（明倫館御書付類控）

（略）支配之儀御手廻両頭被成御預稽古成立候やうに可相心得旨左之通被仰渡候

乃美 仁左衛門 国司 頼母

2 『萩市史』第一卷 頁四二一

3 山縣長伯・小倉尚斎の昇格については、まず御手廻組へ加へ、さに大組に加えるという方法がとられた。

右被成 御意候今度文字諸武諸武芸之稽古場就

被仰付候兩人江被成御預支配仰付候付

徒々以諸稽古成立候様可逐其節旨候夷

右之通享保三戌年極月二二日山内縫殿申渡優事

4 忠正公伝 第一編第五章四

6 『忠正公伝』第一編第五章四

5 『萩市史』上巻頁四二二には「ついで二二日は、山内縫殿を御手廻組頭、乃美仁左衛門・国司頼母を支配役に任じて」とある。これは、『忠正公伝』第一編第五章四

7・8 『明倫館御書付類控』

9 『忠正公伝』第一編第五章五

10 『忠正公伝』第一編第五章五

「越えて二二日山内縫殿をして御手廻組頭役国司頼母広孝・乃美仁左衛門元辰に支配役を兼ねしめ明倫館の落成を告げて諸士の修養を監督せしめたり」の記述を、「越えて二二日山内縫殿をして御手廻組頭役、国司頼母に支配役を」と読んだ間違いと思われる。